



スト支配介入・不当処分地労委第一回調査開催(7月6日)

JR東のストライキへの破壊・処分を許さない

七月六日、三・一八ストへの支配介入・不当処分策動に関する不当労働行為の救済を求める地労委闘争の第一回調査が開催された。

七月六日、三・一八ストへの支配介入・不当処分策動に関する不当労働行為の救済を求める地労委闘争の第一回調査が開催された。

ところで、この日の地労委に提出されたJR側の準備書面は、三・一八ストライキの「違法性」を強引に説明しようとするあまり、これまでの当局の主張ともあらゆる面で矛盾し、動労千葉の主張、三・一八ストライキの正当性を明らかにするものとなってしまった。

これまで、JR側は「三・一八ストは違法」と叫びながら、何度も団体交渉を行っても、なにもならないが、三・一八ストは、その態様において違法である」と言うことだ。しかし、JR東日本が「清算事業団労働者とJR東日本との間には雇用関係がなく、採用する義務もない」との確認を求めた訴訟

「態様において違法」が、いつの間にか「目的、態様、手続の全てにわたつて違法」に豹変！

そもそも、この「準備書面」は、三・一八ストライキが違法であるとする具体的な理由（らしきもの）をJR側がはじめ明らかにしたものである。「違法ストだ！処分する！」と叫びたて、ス

ト参加者の勤務を「不参加」「否認」という無断欠勤扱いにしておきながら、四ヶ月たつてはじめて理由が示されるというこ

と事態のなかに、今回の処分策動の不当性、データラメは明らかであると

「初めに結論（処分）ありき」！

一四ヶ月たつて、初めて明らかにされた理由らしきもの――

言わなければならぬ。動労千葉を処分しろ！

しかし、無理を通せば道理が引っ込むのはあたりまえで、準備書面の具體的内容は、白を黒と言いくるめ、都合の悪いことは一切フタをし、当

「違法性」の根拠として持ち出され、とんでもないへい法解釈が飛び出し・勝利

無理が通れば道理がひつこむ

一全く「データラメな準備書面」――

論ありき

データラメがまかり通つていいはずはない。

三・一八スト以降すでに四ヶ月間、JR東日本当局は何度となく『処分』を叫びたて、こぶしを振り上げてはみたものの、その処分策動が、あま

りにも常識をはずれた違法なものであるために、まだ発動できないでいる。われわれの主張の正当性は、いまやあきらかである。

三・一八スト以降すでに四ヶ月間、JR東日本当局は何度となく『処分』を叫びたて、こぶしを振り上げてはみたものの、その処分策動が、あま

りにも常識をはずれた違法なものであるために、まだ発動できないでいる。われわれの主張の正当性は、いまやあきらかである。

直つた）。この主張は五

月二四日付で地労委に提出された「答弁書」でも

言いかかりが全く通用しないことを自ら認めてしまつたようなものである。

結局ストライキの違法性を全く立証できなかったために、苦しまぎれに「目的、手続き、態様、一から十

まですべてが違法だ！」

と無茶苦茶な理屈を持ち出してくれたのだ。